

学校等欠席者・感染症情報 システムの概要について

公益財団法人 日本学校保健会

学校等欠席者・感染症情報システムの特徴

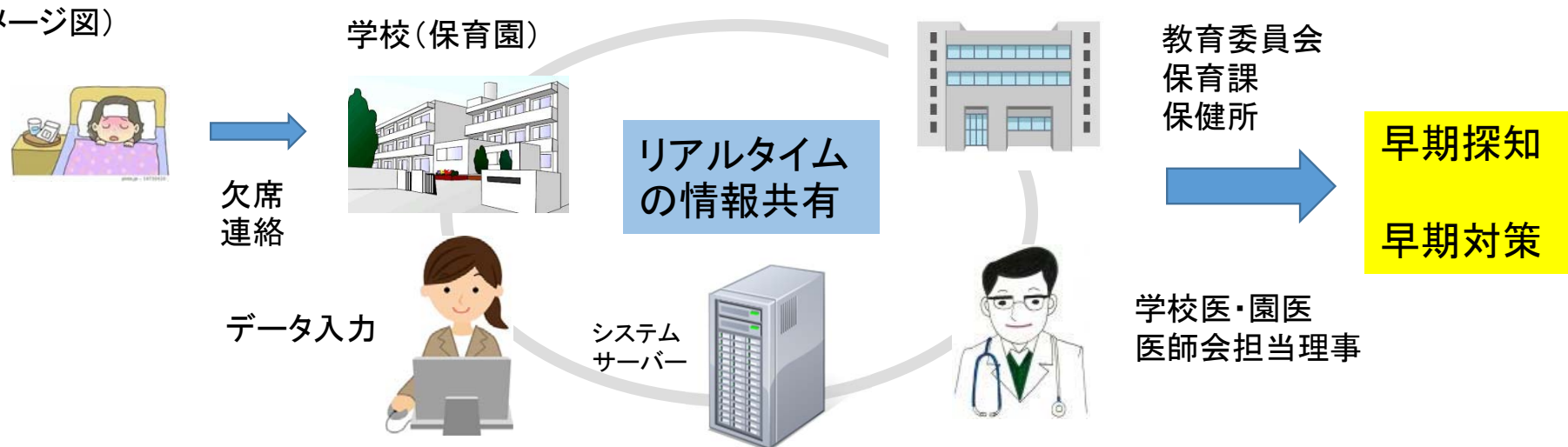
■リアルタイムの状況把握、情報共有

このシステムは、感染症で欠席する児童生徒等の発生状況をリアルタイムに把握して、学校（保育園）、教育委員会（保育課）、保健所、学校医等と情報を共有することができます。

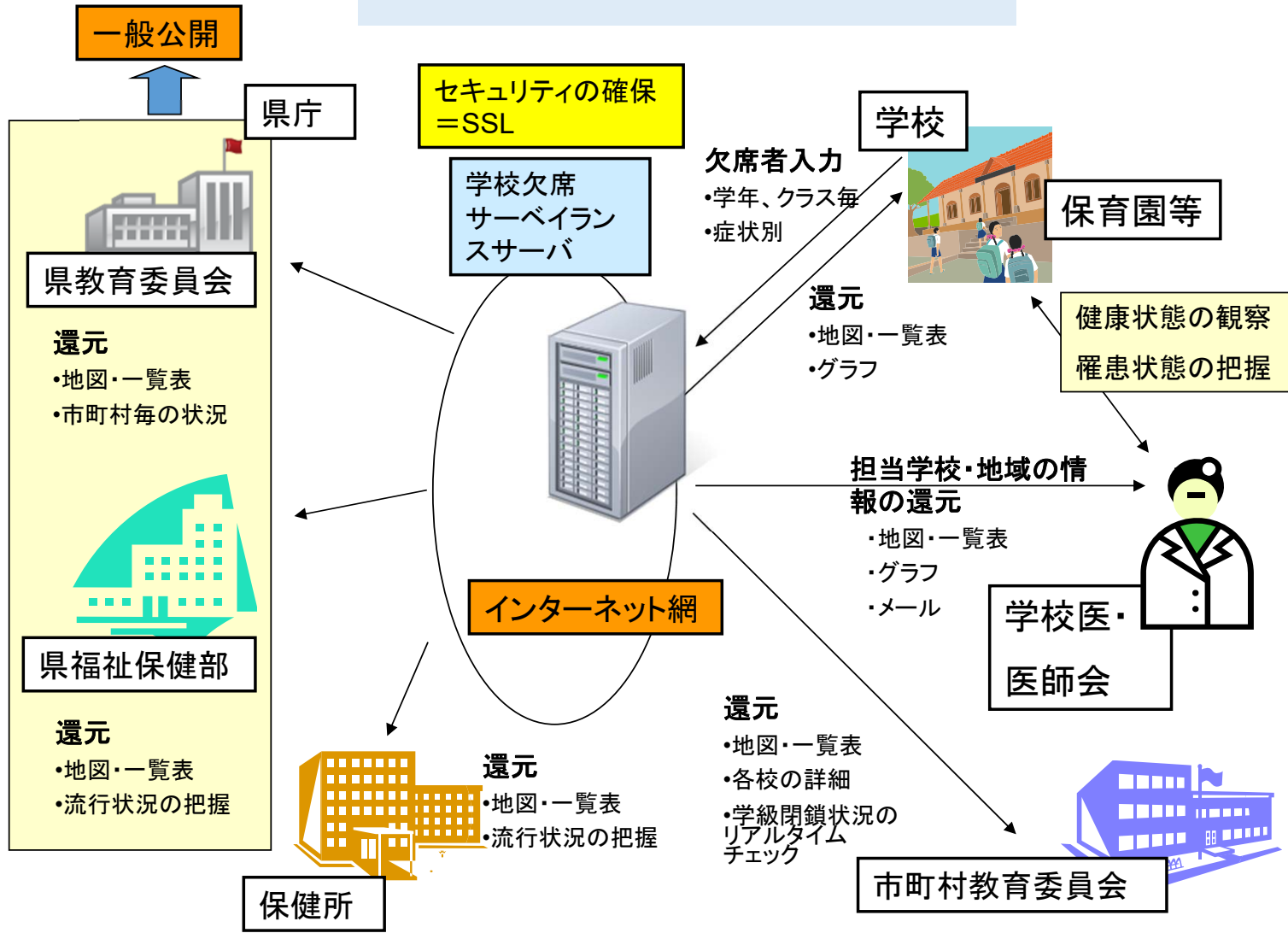
■学校（保育所）での活用

学校等では、欠席者等の状況の日々の変化や地域内での流行状況を把握して、自校での流行を早期に探知し、感染症対策に役立てることができます。また、入力データが記録として整理され、集計表やグラフ等を作成して保健室だより等に活用することができます。また、学校では、教育委員会に提出する出席停止や臨時休業の届を自動で作成することができます。

（イメージ図）



システム概要図



学校等欠席者・感染症情報システムの運営について

- 本システムは、国立感染症研究所の研究者によって開発されましたが、平成25年4月より日本学校保健会が経費を負担して運営しています。
- 本システムの運営主体は日本学校保健会であり、本会に設置した学校等欠席者・感染症情報システム運営委員会において運営を進めています。国立感染症研究所は、共同研究契約に基づいて、日本学校保健会に対して研究支援を行っています。
- 平成29年度から、日本学校保健会が、新規導入の受付やシステム研修会を実施するとともに、使用規程の改訂、利用許諾の整備、データスリム化のためのシステム改修などを行い、運営体制の整備を進めています。

<システムの利用状況>

- 平成29年度は、全国の保育園の約33%、小学校の約53%、中学校の約50%において本システムが利用されています。

学校等欠席者・感染症情報システムの新規導入について

1 新規導入の受付

自治体または主管課でとりまとめて日本学校保健会に申し込む。(個別の施設単位では受け付けない)導入後のシステムの維持管理及び施設の新規登録に要する経費は本会が負担する。

2 導入施設の決定

予算やサーバー負荷状況等を勘案して導入施設を決定、申込を受けた自治体または主管課には、関係書類(新規導入申込書兼使用申請書、登録予定施設一覧表、中学校区地図)の提出を依頼する。

3 新規導入のスケジュール

- ①当該自治体または主管課から関係書類の提出を受けて、新規登録作業を委託業者に依頼する。
- ②登録作業完了後、アカウント情報(URL・ログインID・初期パスワード)の一覧を自治体または主管課に送付する。(関係書類受領後3ヶ月以内)
- ③自治体または主管課から適切な時期に各施設にアカウント情報を伝達して利用を開始する。

4 届出様式の改変について

本システムには、標準仕様の届出様式があり、無料で利用することができる。
届出様式の改変については、自治体または主管課に費用負担をお願いする。
届出様式の改変を希望する自治体または主管課は、別途日本学校保健会に申し込む。
(別途通知)

5 新規導入のための研修会

日本学校保健会が、自治体または主管課担当者を対象として、夏季に開催する。
施設利用者を対象とした研修会は、各自治体または主管課の裁量で実施する。
研修版の利用を希望する場合は、日本学校保健会に申し込む。

6 統廃合の対応

施設の統廃合に伴う施設の名称変更、廃止、新設等については、年度末に日本学校保健会に申し込む。(別途通知)